

東京都練馬児童相談所（仮称） 設置計画概要

東京都では、深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、区市町村と連携し児童相談体制の強化や専門人材の確保・育成などに取り組んでおり、練馬区とも令和2年7月より児童虐待対応拠点（児童相談所サテライトオフィス）を共同で設置するなど協働してきました。

都は、この取組をさらに強化するため、東京都練馬児童相談所（仮称）（以下「練馬児童相談所」という。）を練馬区立子ども家庭支援センターと同一施設内に新たに設置することとしました。

これにより、都区相互の連携を深め、支援が必要な家庭を早期に把握し、各家庭の状況に応じて適切な機関が支援することで、虐待の未然防止や重篤化の防止を図ってまいります。

1 設置場所

練馬区豊玉北 5-28-3 ※練馬区立子ども家庭支援センターと同一施設内

2 設置時期

令和6年4月以降

3 スケジュール

令和4年度 内部改修工事設計

令和5年度 内部改修工事

令和6年度 4月以降開設

4 所管区域

練馬区全域

※現在は東京都児童相談センター（新宿区北新宿 4-6-1）が練馬区域を担当しています。

5 施設概要

（1）建物概要

鉄筋コンクリート造 地上3階建

1階：約460㎡ 2階：約480㎡ 3階：約400㎡ 合計：約1,340㎡

（2）児童相談所の必要諸室

事務室、待合室、面談室、会議室、医務室、心理検査室、心理療法室、プレイルーム、書庫、倉庫 ほか

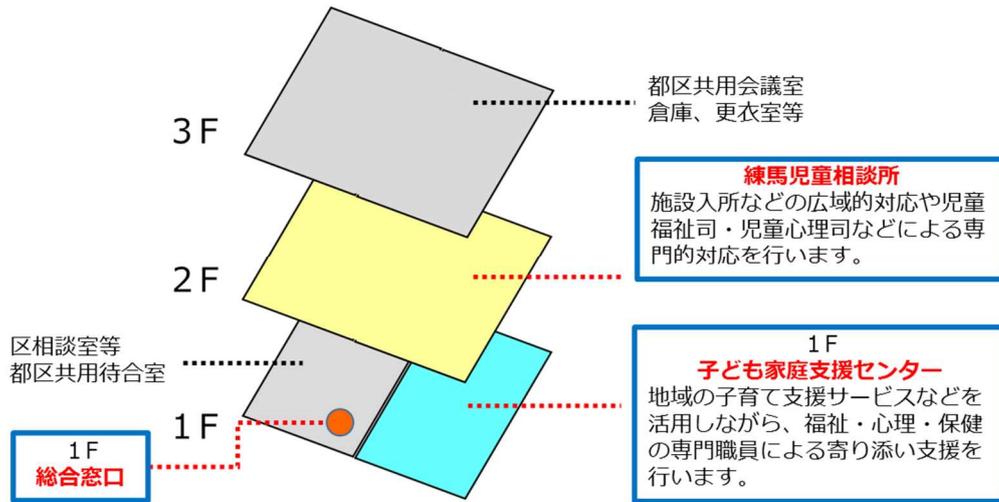
（3）フロア配置（予定）

〔1階〕 区子ども家庭支援センター事務室・区相談室等、都区共用待合室、総合窓口

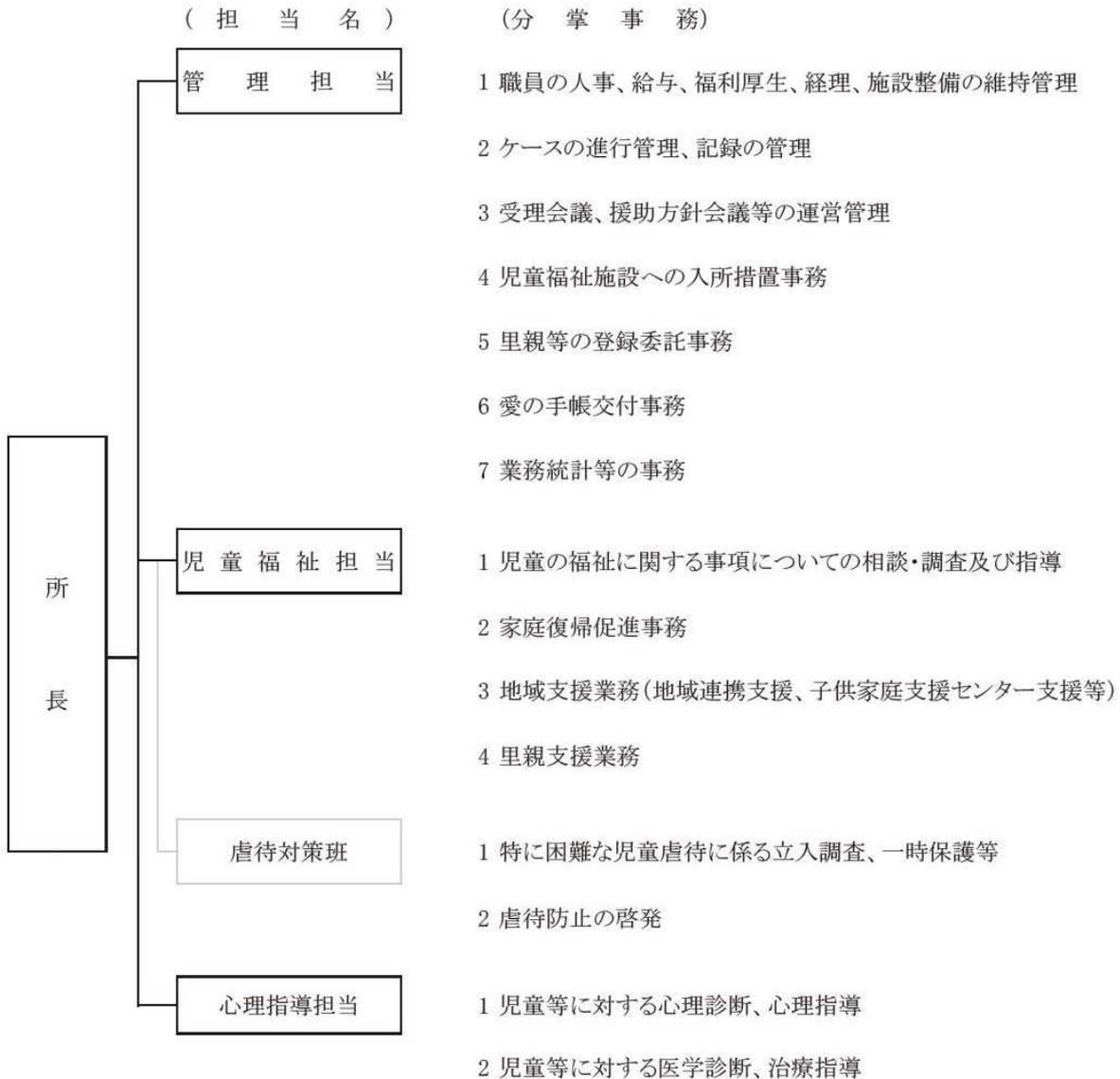
〔2階〕 都児相事務室・都面談室等

〔3階〕 都区共用会議室、倉庫、更衣室等

フロア配置イメージ



6 組織体制



練馬児童相談所開設時の職員数は、他児童相談所（一時保護所非併設）の例から、60名～70名程度を想定しています。

設置予定場所



東京都練馬児童相談所（仮称）設置予定場所
（練馬区豊玉北5-28-3）
練馬区立子ども家庭支援センターと同一施設

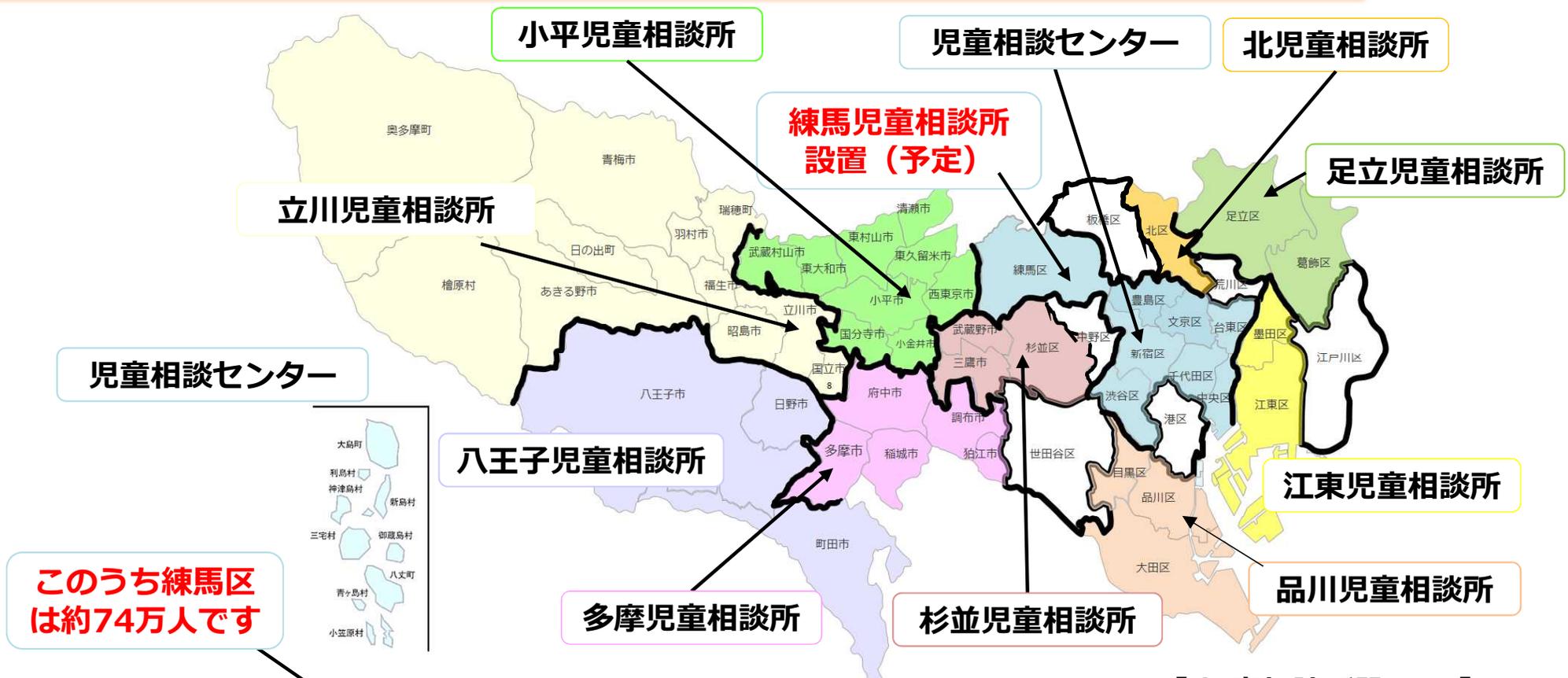
東京都練馬児童相談所（仮称） 開設までのスケジュール

| 年 | R4(2022) | | | | | R5(2023) | | | | | | | | | | | | R6(2024) | | | | | | | |
|---|----------------------------|----|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|---------|----|----|-----|-----|-----|----------|-----------|----|-----------------|----|----|--|--|
| 月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | | |
| 設計 | 設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内部改修工事等 | | | | | | | | | | | | 内部改修工事等 | | | | | | | | | | | | | |
| 備品整備等 <small>（児童相談センターからの移設含む）</small> | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備品整備等 | | | | | | | |
| 移転作業等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 児童相談センターから移転作業等 | | | | |
| パーティション移設作業等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | パーティション移設作業等 | | | | |
| 練馬児童相談所開所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 児童相談所条例改正 | | R6.4月以降開設 | | | | |
| 子ども家庭支援センター | 現地で従来通り運営（工事期間中も仮移転等はしません） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※練馬児童相談所の開設日は、令和6年1月以降、正式に決定する予定です。

決まり次第、東京都ホームページでお知らせいたします。

東京都児童相談所の管轄区域・人口（令和4年7月1日時点）



| 都立児童相談所 | 管轄人口 | 都立児童相談所 | 管轄人口 |
|----------|-------|----------|-------|
| 児童相談センター | 226万人 | 杉並児童相談所 | 91万人 |
| 北児童相談所 | 35万人 | 八王子児童相談所 | 118万人 |
| 品川児童相談所 | 140万人 | 多摩児童相談所 | 82万人 |
| 江東児童相談所 | 80万人 | 立川児童相談所 | 75万人 |
| 足立児童相談所 | 115万人 | 小平児童相談所 | 115万人 |

〔 児童相談所設置区 〕

- < R 2 > 世田谷区 (92万人)
- 江戸川区 (69万人)
- 荒川区 (22万人)
- < R 3 > 港区 (26万人)
- < R 4 > 中野区 (33万人)
- 板橋区 (57万人)

* 児童相談所管轄内の人口は「住民基本台帳による世帯と人口」（令和4年1月1日時点）
 * 特別区児童相談所の設置状況については令和4年7月1日時点

地域の指標（児童相談センター管轄）

東京都児童相談所 2021年（令和3年）版「事業概要」より抜粋

| | 世帯数 | 人口総数 | | 児童人口 | 面積 | 人口密度 | 保育所 | 幼稚園 | 学 校 | | | | 児童館 | 子供家庭支援センター | 教育相談所 | 福祉事務所 | 保健所等 | | 民生・児童委員定数 | | 愛の手帳交付状況 | 身体手帳交付状況 | 相談受理件数 | |
|--------------------------------------|-----------|------------|---------|-----------|----------|---------|--------|-----|-------|-----|------------|--------|-----|------------|-------|-------|------|---------|--------------|--------|----------|----------|---------|--------|
| | | 外国人人口 | 児童人口 | | | | | | 小 | 中 | 高 全日・定時 | 特別支援学校 | | | | | 保健所 | 保健センター等 | 民生委員 (区域) | 主任児童委員 | | | | |
| 総数 | 7,341,487 | 13,843,525 | 546,436 | 1,851,303 | 2,194.03 | 154,721 | 3,425 | 984 | 1,328 | 803 | 428 | 70 | 3 | 587 | | | 83 | 31 | 115 | 9,986 | 828 | 95,478 | 488,492 | 41,842 |
| 計 | 1,460,035 | 2,555,118 | 150,468 | 323,208 | 559.93 | 4,563 | 704 | 219 | 247 | 177 | 130 | 12 | | 96 | | | 21 | 9 | 30 | 1,982 | 156 | 13,550 | 86,713 | 7,136 |
| 児 童 相 談 セ ン タ ー | 千代田区 | 37,787 | 67,216 | 3,057 | 10,268 | 11.66 | 5,765 | 23 | 12 | 11 | 14 | 18 | | 4 | ○ | ○ | 1 | 1 | | 48 | 4 | 253 | 2,437 | 239 |
| | 中央区 | 95,812 | 170,583 | 8,291 | 25,291 | 10.21 | 16,707 | 64 | 16 | 16 | 5 | 2 | | 8 | ○ | ○ | 1 | 1 | 2 | 113 | 7 | 559 | 3,732 | 560 |
| | 港区 ※ | 146,527 | 259,036 | 18,718 | 37,990 | 20.37 | 12,717 | 78 | 30 | 20 | 22 | 18 | 3 | 11 | ○ | ○ | 5 | 1 | | 155 | 10 | 1,087 | 7,922 | 905 |
| | 新宿区 | 219,464 | 345,231 | 37,827 | 33,376 | 18.22 | 18,948 | 61 | 30 | 30 | 16 | 11 | 1 | 20 | ○ | ○ | 1 | 1 | 4 | 280 | 22 | 1,663 | 13,618 | 1,024 |
| | 文京区 | 123,472 | 226,574 | 10,333 | 32,590 | 11.29 | 20,069 | 94 | 27 | 24 | 27 | 26 | 3 | 16 | ○ | ○ | 1 | 1 | 2 | 142 | 9 | 1,083 | 6,348 | 686 |
| | 台東区 | 123,068 | 203,647 | 14,788 | 20,494 | 10.11 | 20,143 | 42 | 19 | 19 | 9 | 8 | | 8 | ○ | ○ | 1 | 1 | 1 | 188 | 25 | 1,036 | 9,812 | 414 |
| | 渋谷区 | 140,170 | 230,506 | 10,577 | 27,091 | 15.11 | 15,255 | 56 | 21 | 21 | 13 | 10 | | 2 | ○ | ○ | 1 | 1 | 3 | 184 | 14 | 954 | 6,788 | 650 |
| | 豊島区 | 178,637 | 287,300 | 26,458 | 28,989 | 13.01 | 22,083 | 89 | 20 | 24 | 17 | 16 | 1 | 2 | ○ | ○ | 2 | 1 | 1 | 243 | 15 | 1,410 | 9,980 | 725 |
| | 練馬区 | 380,495 | 740,099 | 20,128 | 103,597 | 48.08 | 15,393 | 184 | 44 | 67 | 39 | 14 | 4 | 25 | ○ | ○ | 4 | 1 | 6 | 537 | 40 | 5,258 | 24,412 | 1,828 |
| | 小計 | 14,603 | 24,926 | 291 | 3,522 | 401.87 | 62 | 13 | | 15 | 15 | 7 | | | | | 4 | | 11 | 92 | 10 | 247 | 1,664 | 105 |
| | 大島町 | 4,542 | 7,411 | 102 | 1,023 | 90.76 | 82 | 4 | | 3 | 3 | 2 | | | ○ | ○ | 1 | | 2 | 27 | 3 | 96 | 644 | 21 |
| | 利島村 | 179 | 310 | 5 | 52 | 4.12 | 75 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | | 6 | 23 | |
| | 新島村 | 1,370 | 2,633 | 14 | 336 | 27.54 | 96 | 2 | | 2 | 2 | 1 | | | ○ | | | | 2 | 9 | 1 | 19 | 260 | 16 |
| | 神津島村 | 922 | 1,887 | 8 | 330 | 18.58 | 102 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | ○ | | | | 2 | 6 | 1 | 18 | 136 | 5 |
| 三宅村 | 1,551 | 2,383 | 32 | 255 | 55.26 | 43 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | ○ | | 1 | | 1 | 13 | 2 | 30 | 86 | 19 | |
| 御蔵島村 | 171 | 307 | 1 | 62 | 20.54 | 15 | | | 1 | 1 | | | | ○ | | | | | 1 | | 1 | 5 | 3 | |
| 八丈町 | 4,258 | 7,224 | 99 | 970 | 72.23 | 100 | 3 | | 3 | 3 | 1 | | | ○ | ○ | 1 | | 2 | 28 | 2 | 68 | 346 | 25 | |
| 青ヶ島村 | 110 | 165 | | 22 | 5.96 | 28 | | | 1 | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | 13 | 2 | |
| 小笠原村 | 1,500 | 2,606 | 30 | 472 | 106.88 | 24 | 1 | | 2 | 2 | 1 | | | ○ | | | | 1 | 5 | 1 | 9 | 151 | 14 | |

- ・世帯数～人口密度：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（総務局）令和3年1月1日現在
- ・人口総数は、日本人と外国人を合わせたもの
- ・保育所：令和3年5月1日現在
- ・幼稚園、学校：「学校基本統計速報」（総務局）令和2年5月1日現在（令和3年度数値については令和3年8月末現在未発表）
- ・特別支援学校：都外の都立学校1校を含む。（ ）内は都外の区立学校の再掲。
- ・児童館：令和3年5月1日現在
- ・子供家庭支援センター：令和3年5月1日現在、子供家庭支援センターがある区市町村
- ・教育相談所：令和3年4月1日現在、教育相談所（室）がある区市町村
- ・福祉事務所：令和3年5月1日現在（窓口数）
- ・保健所：令和3年5月1日現在、保健所総数には鳥しょ保健所、保健センター等には出張所、分室等を含む
- ・児童委員定数：令和3年4月1日現在
- ・愛の手帳、身体手帳の交付状況：令和3年3月31日現在
- ・相談受理件数：令和2年度、4152 電話相談件数を除く総数のうち、都児相については管轄外及び不明を含む。

※港区は、令和3年4月に児童相談所設置済のため、令和4年8月現在、児童相談センターの管轄外である。

児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。

児童相談所は、すべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

専門のスタッフがいます

児童福祉司・児童心理司・医師・保健師などの専門スタッフが相談にあたります。

このような相談に応じています

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が家庭で生活できなくなったとき。
虐待など、子供の人権侵害に関わる問題があるとき。



障害相談

知的発達の遅れ、ことばの遅れ、肢体不自由などがあるとき。
愛の手帳（療育手帳）を取得したいとき。



非行相談

家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。



育成相談

わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。



里親に関する相談

里親として家庭で子供を育てたいとき。



相談の方法

- ・ 住所地を担当する児童相談所で相談をお受けしています。
- ・ 相談受付時間
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
なお、来所される前に、あらかじめ予約をしていただくと、お待たせすることがありません。
- ・ 関係機関の方や、現在東京都児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は、平日夜間、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）も、夜間緊急連絡ダイヤル（03-5937-2330）で対応しています。
- ・ 相談内容は、すべて秘密を守ります。
- ・ 相談は無料です。
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」への相談は、24時間、365日、対応しています。
- ・ 児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189（なやみ・いちはやく）」もご利用いただけます（通話料がかかります）。

つぎのような援助を行います

○ 助言指導

受け付けた相談に対して、助言、指示、説得、情報提供など適切な方法で援助を行います。他機関の援助が必要な場合、専門機関をご紹介します。

○ 継続的な援助

必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。

援助の中で、遊びを通じた治療プログラムやカウンセリング、ペアレントトレーニングなどを行うことがあります。

○ 一時保護

緊急に保護を必要とする場合、保護によるアセスメントが必要な場合、又は短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

一時保護には、一時保護所への入所と、養育家庭等への一時保護委託があります。

一時保護委託は、子供の年齢や状況により、養育家庭や児童福祉施設などに保護委託することが適当な場合等に行います。

○ 里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供を里親家庭に委託し、良好な家庭的環境の中で養育します。

○ 施設への入所

様々な事情により家庭で生活することができず、里親委託が困難な子供を一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かります。

○ メンタルフレンド事業

対人関係が上手くいかない子供や家に閉じこもりがちな子供に対し、お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア（メンタルフレンド）が、子供の社会性や自立性を高めていくための活動を児童相談所等で行います。

○ 愛の手帳の交付

知的障害の子供への援助を図るため、東京都では「愛の手帳」（国は療育手帳）を交付しています。愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受け付けています。

児童相談体制の強化を行っています

○ 虐待対策班の設置

- ・児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置しています。
- ・都道府県警察の生活安全部門等で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置し、虐待対応力のさらなる強化を図っています。
- ・児童福祉司を虐待対策班に集中的に配置して体制を強化し、「初期対応・介入」と「支援」とを分離することにより、虐待対応の一層の充実を図っています。

○ 児童福祉司及び児童心理司の増員

児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司を増員しています。

○ 家庭復帰促進事業

各児童相談所に家庭復帰支援員を配置し、児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善や家庭復帰に向けての取組を行い、早期家庭復帰の促進を図っています。

○ 児童虐待カウンセリング強化事業

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医の医師を登録し、カウンセリングなどを実施しています。

○ 弁護士配置

各児童相談所に非常勤弁護士を配置するとともに協力弁護士を登録し、法的な見地から職員への助言などを行っています。

○ 協力医師制度

虐待相談等への的確な対応を図るため、法医学等の専門的知識・経験を有する医師を協力医師として登録し、医学的な見地からの助言などを行っています。

○ 専門課長の配置

各児童相談所における困難事例の支援等、相談対応体制の強化のために福祉及び心理の専門課長を配置しています。

○ 業務指導員の配置

児童福祉司及び児童心理司に対し、児童相談所のOB・OGである業務指導員が技術的助言や研修を実施しています。

○ 医療連携専門員の設置

虐待対応において、保健、医療面に関する相談への対応、保健指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置しています。

○ 児童相談所の職員研修の充実

児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所における児童虐待に携わる職員の資質を向上させるため、経験年数、職種、役割別に研修を設定するなど、職員の専門性確保に努めています。また、都内全体の児童相談体制の強化に資するよう他機関職員との合同研修や区市町村向けの開放研修を行っています。

○ 児童虐待死亡事例等の検証

今後の支援に活かせるように、児童虐待による死亡事例や重大事例について分析し、検証しています。

また、児童虐待の再発防止策を検討するため、児童福祉審議会の下に「児童虐待死亡事例等検証部会」を設置し、児童虐待による死亡事例等の未然防止、再発防止に向け、第三者による検証を実施しています。

○ 通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日（年末年始を含む）にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。

地域・関係機関との連携を強化しています

○ 関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、福祉事務所、保健所、学校、警察、家庭裁判所などと連絡会等を実施しています。

また、警視庁とは児童虐待対応の連携強化のための協定を締結しています。

○ 要保護児童対策地域協議会への参画

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童などの適切な保護のために要保護児童対策地域協議会に参画しています。要保護児童対策地域協議会とは、地方公共団体によって設置される幅広い関係機関や民間団体が参加する協議会です。代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の3つの会議などから構成され、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携して、保護を要する子供の早期発見、適切な保護を図ろうとするものです。

○ 地区連絡協議会

この協議会は、児童委員・主任児童委員、学校、子供家庭支援センター、児童相談所が中心となり、関係機関の参加を得て、地域の子供の問題について情報交換及び協議等を行うことを目的としています。協議会は、原則として区市町村ごとに設置されています。

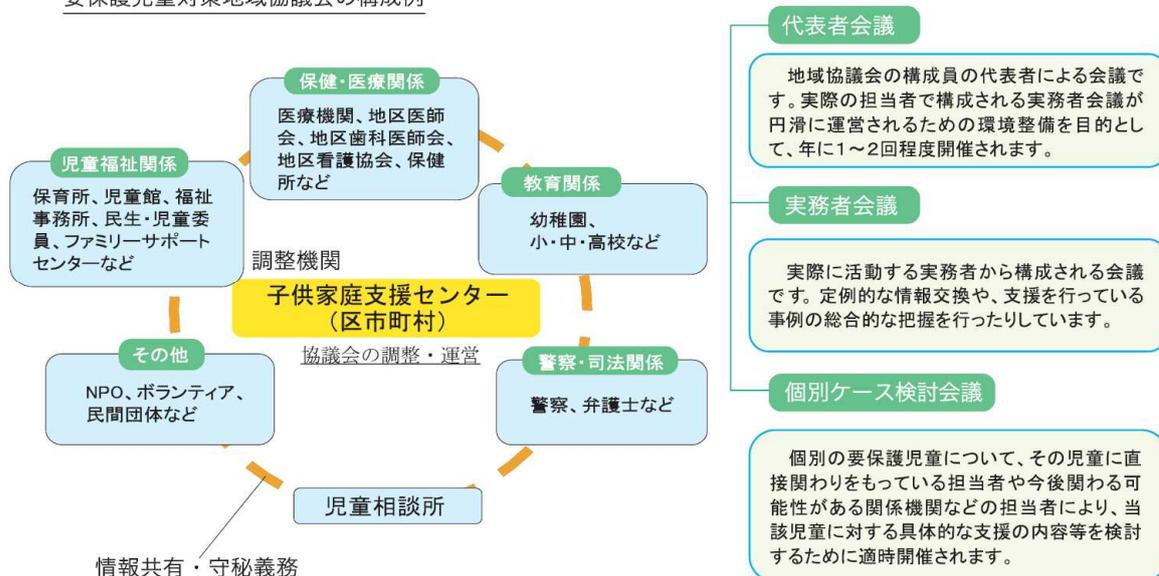
○ 地域支援体制の強化

児童相談所における地域支援体制を強化し、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロック（チーム）チーフは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、子供家庭支援センターをはじめ区市町村関係機関への支援を行います。また、地域に根ざした里親の開拓・委託や社会的養護の場で生活する子供の家庭復帰支援についても、それぞれ担当者を配置して取り組んでいます。

○ 民間相談機関との連携

複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」及び社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」と、それぞれ協定を締結しています。

要保護児童対策地域協議会の構成例



一時保護について

児童相談所は、子供の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子供の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子供の一時保護を行います。
具体的には次のような場合に、一時保護を行います。

○ 緊急一時保護

- ・ 棄児、迷子、家出した子供など適当な保護者や宿所がないとき。
- ・ 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子供が家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。
- ・ 保護者による虐待などの理由により、子供の安全を迅速に確保する必要があるとき。

○ アセスメントのための一時保護

- ・ 子供の心身の状況や養育環境などを把握する必要があるとき。
- ・ 非行、家庭内暴力、不登校などの子供を一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。

○ 短期入所指導

- ・ 短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による援助が困難なとき。

(一時保護の期間)

- ・ 原則2か月以内。ただし、引き続き保護の必要がある場合は、延長ができます。
- ・ 2か月を超える一時保護が親権者の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。

(一時保護所の生活)

- ・ おおむね2歳から18歳未満の子供が対象となります。
(2歳未満の子供は里親又は乳児院等に保護委託しています)
- ・ 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導を行います。
- ・ 学齢児には、学習指導職員などにより子供の学力に応じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲の向上に努めています。
- ・ 食事は、栄養のバランスはもちろん、子供の嗜好に配慮して楽しい食事ができるよう努めています。
- ・ 誕生会、外出行事、季節の催しを行っています。
- ・ 必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。

○ 東京都における一時保護所

東京都では、令和4年8月1日現在、都内8か所250名の定員を確保しています。

里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供のために、里親制度を推進しています。

| | |
|--------|--|
| 養育家庭 | 一定期間子供を預かり育てる里親 短期間のみ子供を預かるご家庭もあります |
| 専門養育家庭 | 専門的ケアを必要とする子供を一定期間預かり育てる里親 一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります |
| 親族里親 | 親の死亡等により実親のもので子供を養育できない場合に、祖父母等の親族が里親となりその子供を育てる家庭 |
| 養子縁組里親 | 養子縁組によって養親となることを希望する家庭 特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子供を育てます |

子供が家庭的な環境の下で温かい愛情に包まれながら健やかに成長していけるよう、次の機関が相互に連携しています。

○ 児童相談所

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、子供の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行います。

養育家庭、養子縁組里親等の相談を担当する児童福祉司と養育家庭専門員が中心となって、地域における里親制度の推進に努めています。

○ 福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当

里親制度の普及啓発、里親の認定及び登録、里親に対する経費の支出、里親と子供のマッチング・交流に関する調整、里親会等関係機関の調整等、里親制度推進のための総合調整を行っています。

○ NPO法人 東京養育家庭の会

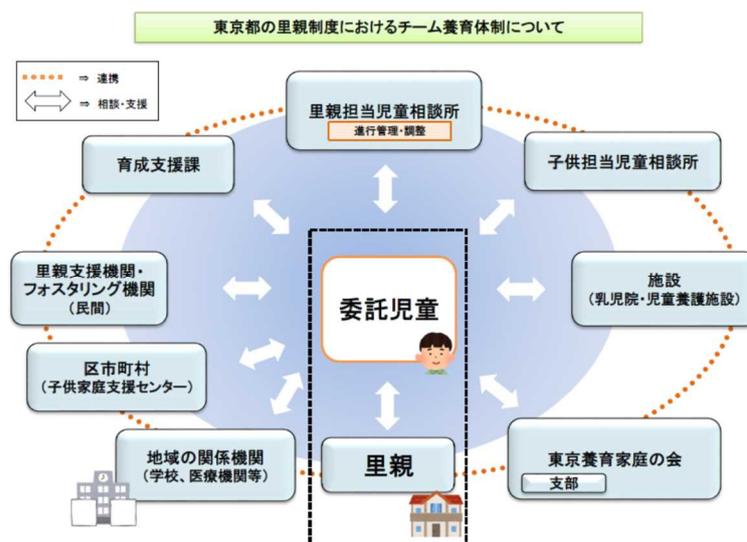
都の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人です。都では、里親に対する研修や養育家庭の交流を図るとともに養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行う養育家庭支援事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っています。

○ 里親支援機関・フォスタリング機関

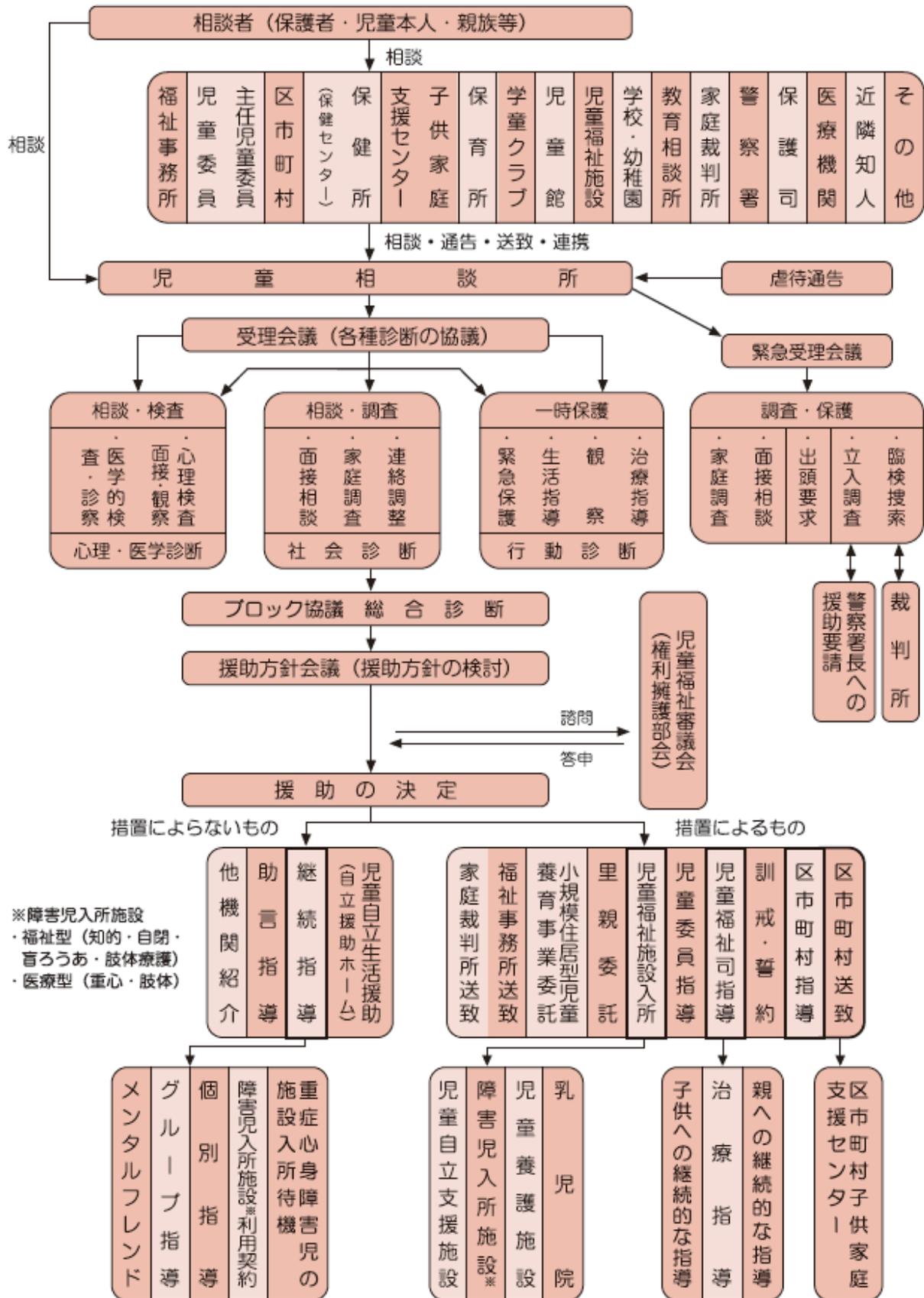
都が事業委託した社会福祉法人等が、里親サロンの実施、里親の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、委託児童や措置解除後の児童の自立支援、未委託家庭の訪問支援等を行っています。

○ 里親支援専門相談員

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所などと連携して、子供を委託した後の里親宅への定期的な訪問により、里親家庭の支援を行っています。



児童相談の流れ



相談の種類

| 相談区分 | | 内容 |
|----------|---------|---|
| 養護相談 | | 虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談 |
| 保健相談 | | 一般的健康管理に関する相談 （乳児、早産児等） |
| 障害相談 | | 知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談 |
| 非行相談 | ぐ犯行為等相談 | 虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為※ ¹ 、問題行動のある子供、警察署からぐ犯少年として通告のあった子供等に関する相談 |
| | 触法行為等相談 | 触法行為※ ² があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった子供、犯罪少年※ ³ に関して家庭裁判所から送致のあった子供等に関する相談 |
| 育成相談 | 不登校相談 | 学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある子供に関する相談 |
| | 性格行動相談 | 友達と遊べない、落ち着きがない、内気、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子供に関する相談 |
| | しつけ相談 | 家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れ等に関する相談 |
| | 適性相談 | 学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談 |
| その他の相談 | | 措置変更、在所期間延長に関する相談等 |
| 里親に関する相談 | | 養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談 |

※¹ ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※² 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。

※³ 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

虐待相談に関するデータ

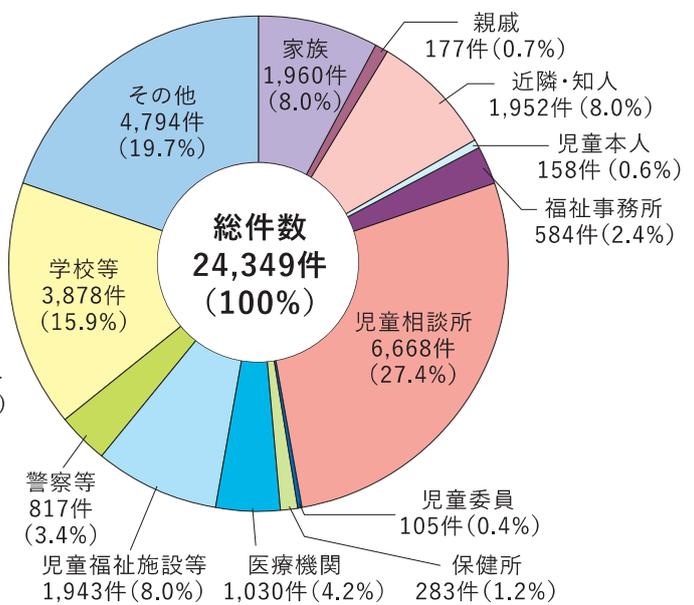
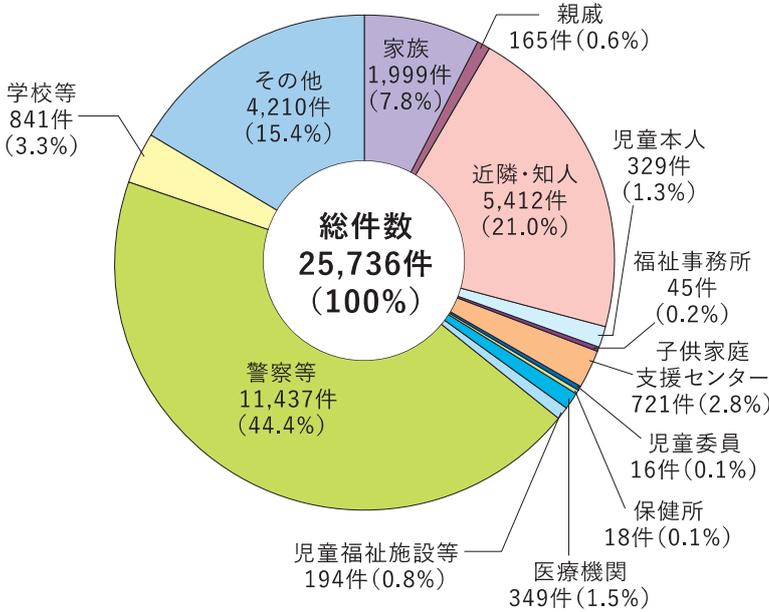
(出典:厚生労働省「福祉行政報告例」)

虐待対応状況(児童相談所、子供家庭支援センター)



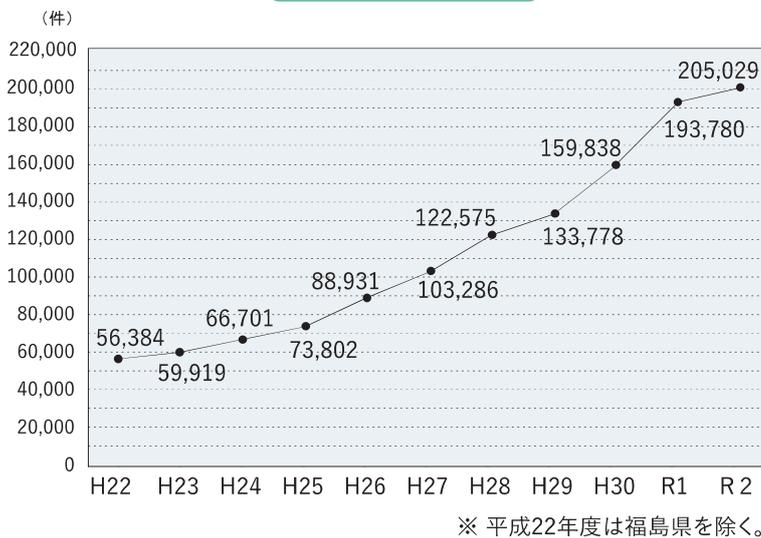
経路別虐待相談対応状況(児童相談所)

経路別虐待相談対応状況(子供家庭支援センター)

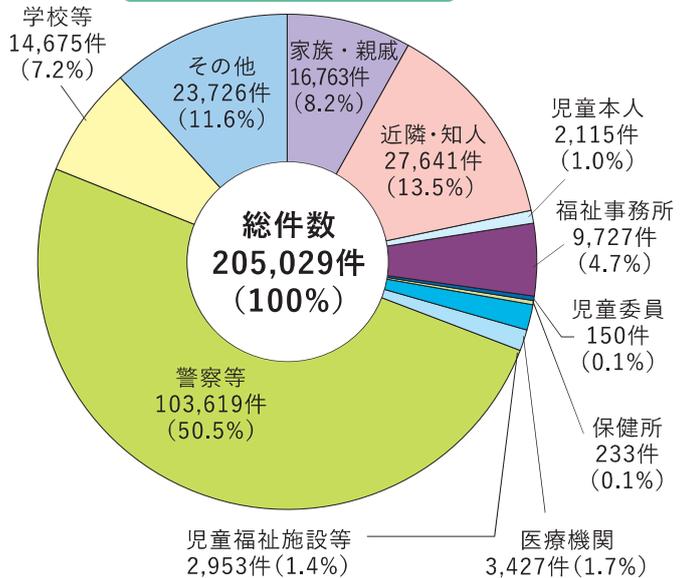


全国データ ※ 令和2年度は速報値

虐待対応状況

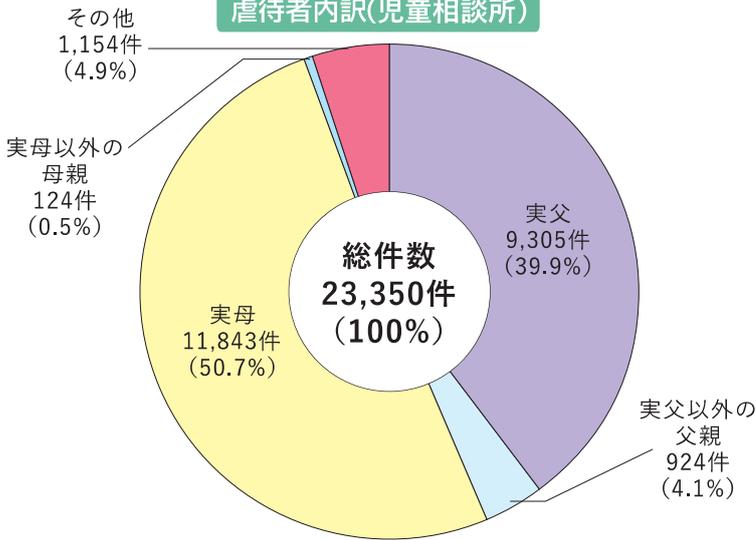


経路別虐待相談対応状況

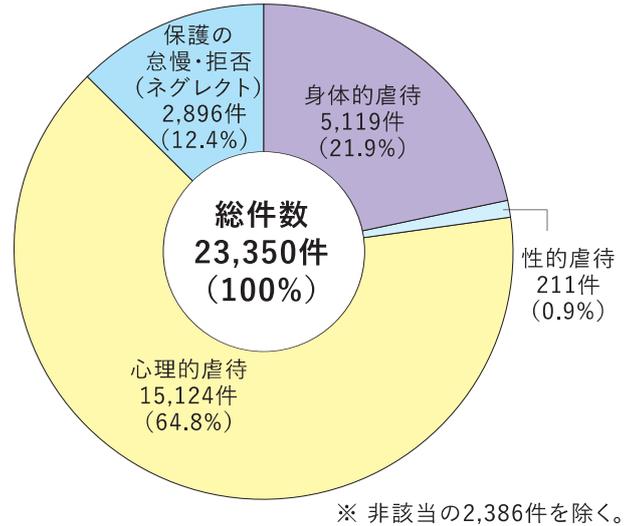


< 令和2年度 東京都の統計データ >

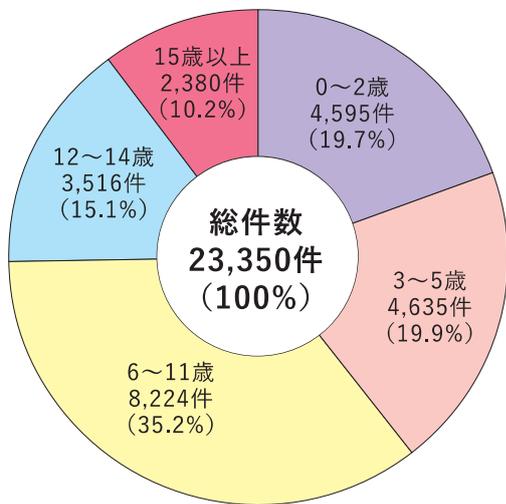
虐待者内訳(児童相談所)



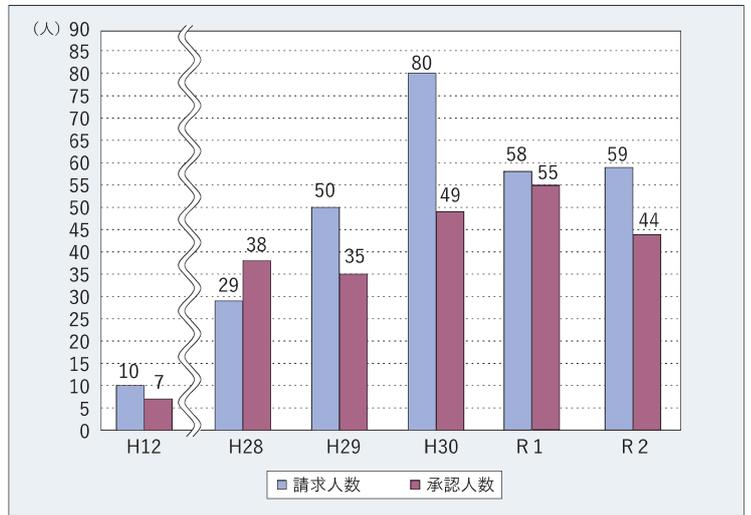
内容別虐待相談対応状況(児童相談所)



年齢別相談対応状況(児童相談所)

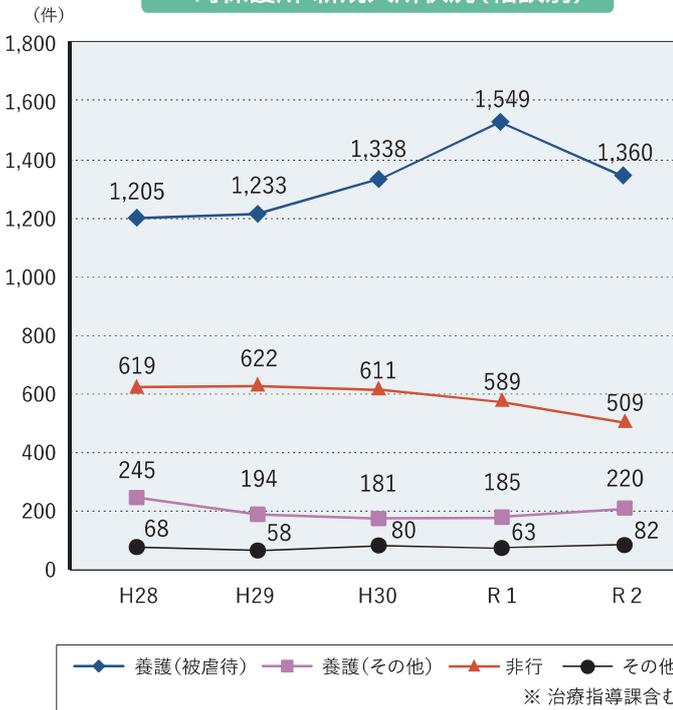


28条に基づく請求人数・承認人数



※ 28条 家庭裁判所の審判による施設等入所(更新含む)
 ※ 令和2年度は特別区児童相談所を除く

一時保護所・新規入所状況(相談別)



一時保護所・退所先別状況(被虐待児童)



子供への虐待が増え続けています

虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。都内の児童相談所で受けた虐待の相談・通告の件数も増加の一途をたどっています。

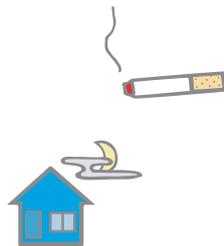
虐待は、子供の健やかな発育・発達を損ない、子供の心身に大変深刻な影響を及ぼします。子供の人権を守り、虐待を防止していくために、社会全体で虐待防止に関する理解をさらに深めていく必要があります。

子供への虐待とは

保護者(親、または親にかわる養育者)によって子供に加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

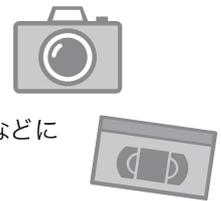
身体的虐待

- 叩く、殴る、けるなどの暴力
- タバコの火などを押しつける
- 逆さづりにする
- 戸外にしめだす など



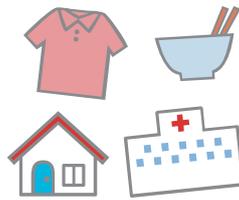
性的虐待

- 子供への性交、性的行為
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに
する など



ネグレクト(養育の放棄又は怠慢)

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に閉じこめる(学校等に登校させない)
- 保護者以外の同居人や自宅に出入りする第三者
による虐待を保護者が放置する など



心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
- ば声を浴びせる
- 言葉によるおどかし、脅迫
- きょうだい間での極端な差別的扱い
- ドメスティック・バイオレンス
(配偶者に対する暴力)を行う
- 子供のきょうだいに虐待行為を行う など



子供たちは

虐待は子供たちに深刻な影響を与えます。

- ◆発育・発達の遅れなどの身体症状
 - ◆情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状
があらわれることがあります。
- 他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、自分の子供に対して虐待行為を行うなど、次の世代に引き継がれていくこともあります。

親たちは

虐待をする親たちの背景には、

- ◆子育ての悩み
- ◆周囲からの孤立
- ◆家庭の不和
- ◆親自身が虐待を受けて育ってきた
- ◆経済的な問題

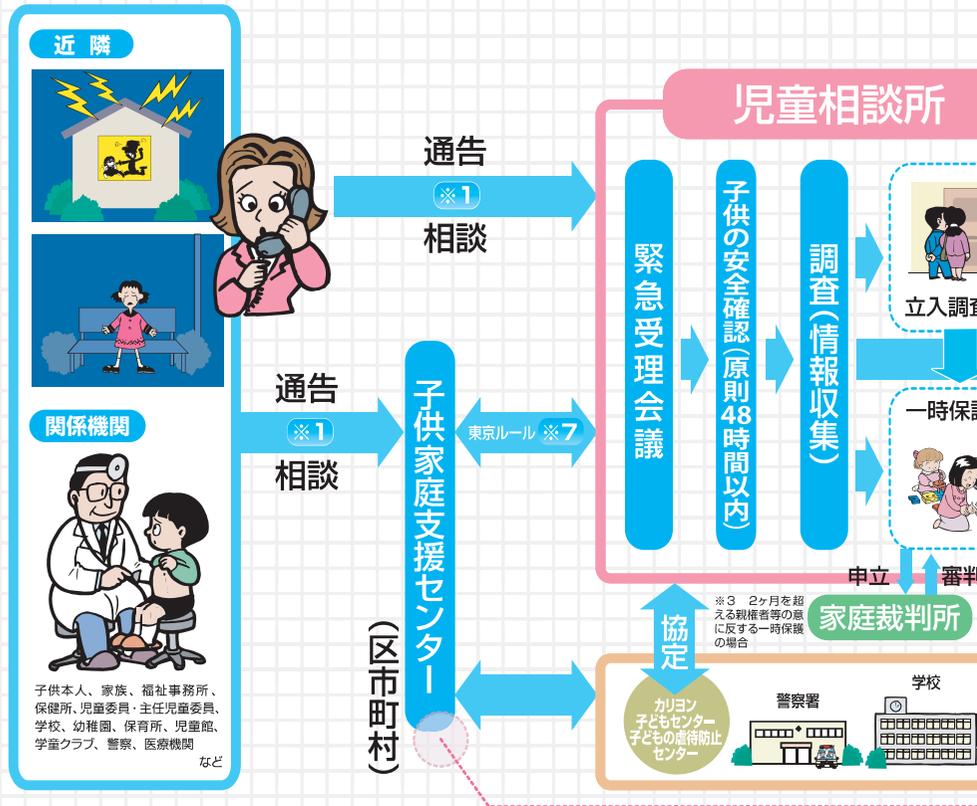
など様々なストレスや葛藤があります。そして苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するのではなく、親の間違った行為を正し、家族を支援していくことが必要です。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例(H31.4月施行)の主な規定

※詳細は東京都児童虐待防止公式HP参照(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/osekkai/laws/laws.html>)

- 子供を権利の主体として尊重(子供はあらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります)
- 保護者による体罰の禁止(体罰や暴言等で子供を傷つけてはいけません)
- 都民と保護者等の責務(虐待防止への理解と協力、健やかな子育てを心掛けましょう)
- 虐待が疑われる場合の速やかな通告(虐待通告は、子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながります)
- 警察や子供家庭支援センターとの連携(虐待に的確に対応するために、一層の連携を強化します)

相談の流れ（虐待対応の場合）



法的対応と手続

※1 児童虐待の早期発見 (虐待防止法 5条)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

※1 虐待発見者の通告義務 (虐待防止法 6条 児童福祉法 25条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

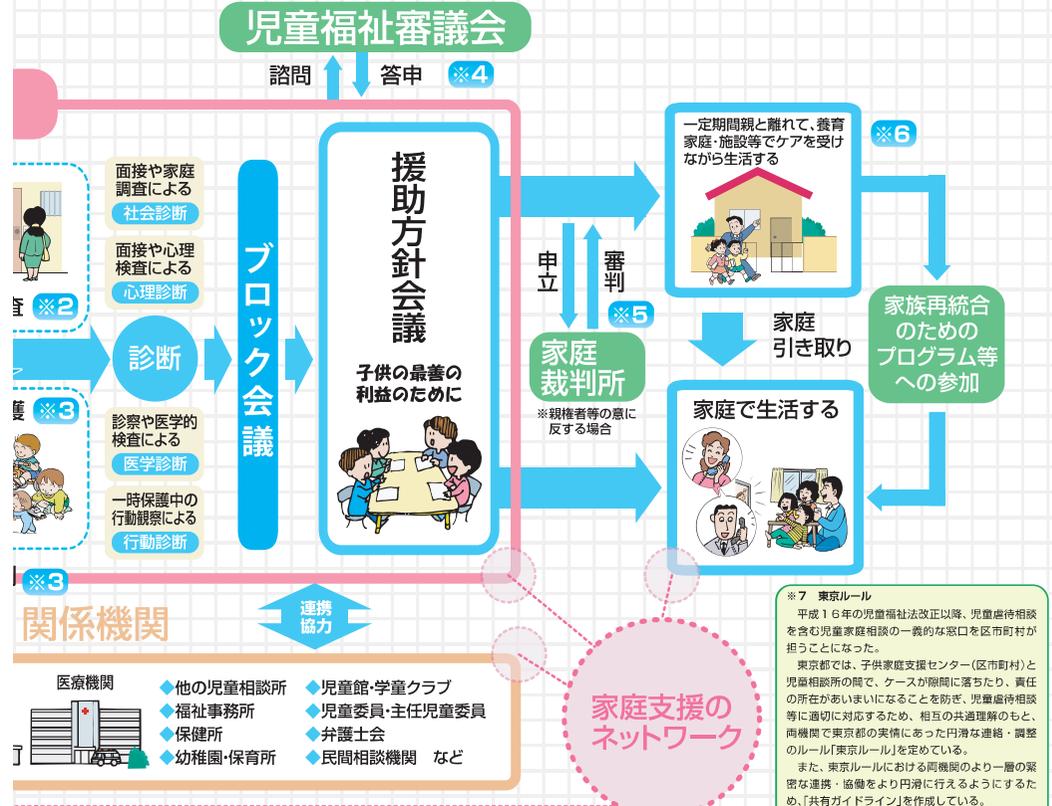
※2 立入調査 (虐待防止法 9条 児童福祉法 29条)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

なお、東京都では平成30年10月より、虐待通告を受けた後48時間以内に子供の安全確認ができない場合には、原則立入調査を行うこととしている。

※3 児童の一時保護 (児童福祉法 33条)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童を一時保護することができる。ただし、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護については、2ヶ月を超えるときに家庭裁判所の承認を得なければならない。



※4 児童福祉審議会の意見聴取 (児童福祉法 27条)

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定(家庭裁判所の決定又は承認によるものを除く)及びその解除等にあつて、一定の場合(保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないとき等)には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※5 家庭裁判所の審判による施設入所 (児童福祉法 28条)

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童の親権者等の意に反しても、児童相談所長が家庭裁判所の承認を得て、児童を児童養護施設等に入所させることができる。

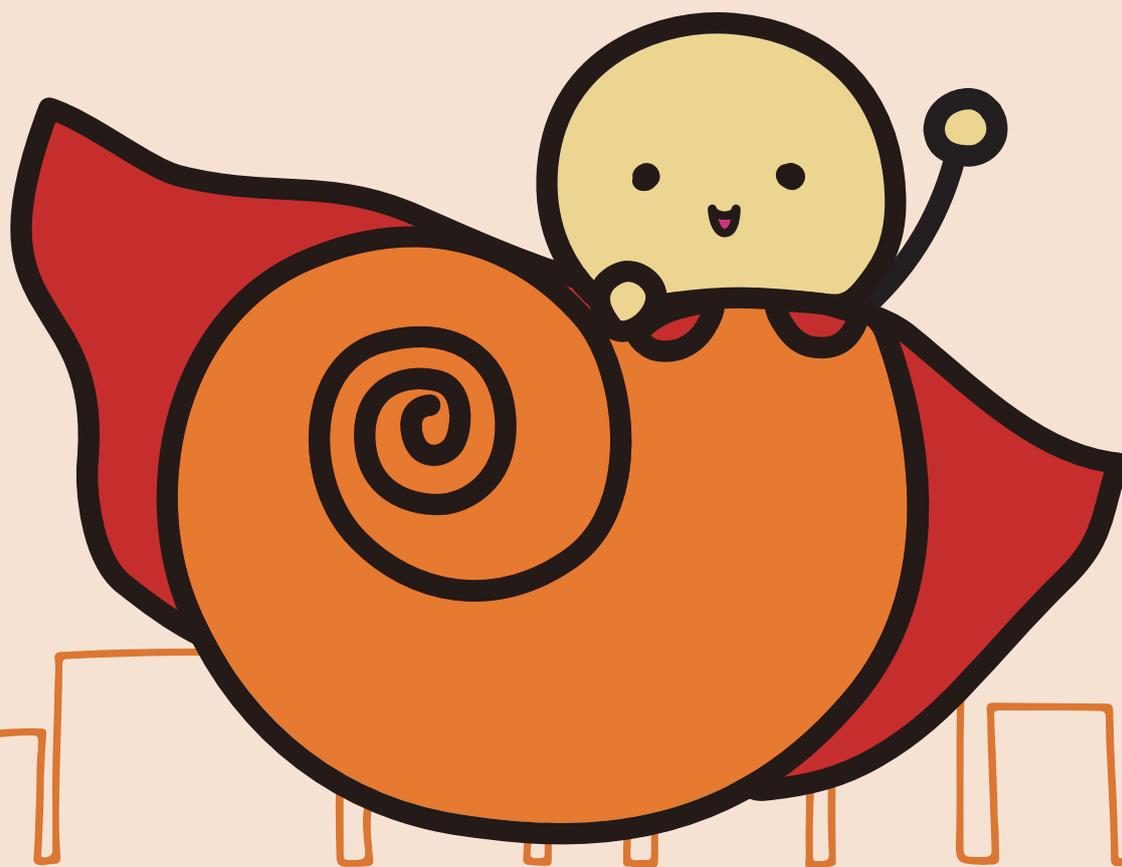
※6 面会・通信制限及び接近禁止命令 (虐待防止法12条、12条の4)

児童相談所長又は施設長は、児童虐待を受けた児童について、一時保護又は施設入所等措置がとられている場合に、児童虐待防止等のため、児童虐待を行った保護者について、面会・通信の制限を行うことができる。また、都道府県知事は、一時保護又は施設入所等措置がとられ、上記面会・通信の全部が制限されている場合、特に必要があると認められるときは、保護者に対して接近禁止を命令できる。

親権喪失・親権停止・管理権喪失審判請求 (民法834条、834条の2、835条、児童福祉法33条の7)

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を害するときは、家庭裁判所に親権停止や親権喪失の審判請求を行うことができる。また、児童相談所長は、父母の管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害する時は、家庭裁判所に管理権喪失の審判請求を行うことができる。

おせっかい
OSEKKAIで
親子を救おう!!!



見逃さないで、親子のSOS
東京OSEKKAI化計画

OSEKKAI

検索



1人で悩まず、気軽にご相談ください。

LINEで

子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京



窓口等で

子供家庭支援センター



お電話で

4152(よいこに)電話相談

よいこに
03-3366-4152

話してみなよ-東京子供ネット-
はなして みなよ
0120-874-374

虐待に気づいた時は。

お電話で

児童相談所虐待対応ダイヤル



いち はやく

189

東京OSEKKAI化計画とは?

東京OSEKKAI化計画の目指す「OSEKKAI」は、
従来の「おせっかい」とは違います。

OSEKKAIとは、地域の親子に向けられる優しい心遣いであり、ひとりじゃないよ。

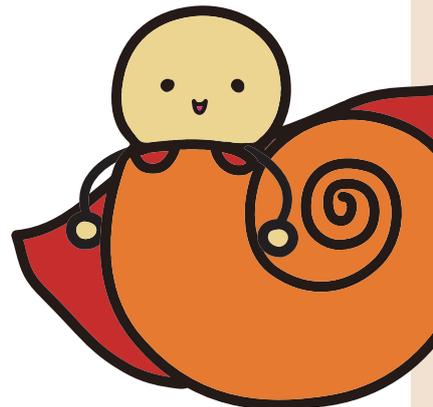
温かいまなざしや優しい声かけなど、
ちょっとしたこと、どんなことでもいいのです。

カタチに決まりはありません。

それはきっと子供を虐待から救うだけでなく、
パパとママの心と体も楽にします。

そんな心遣いであふれた街にする。

それが東京OSEKKAI化計画です。



みんなにOSEKKAIの
気持ちを届けたい
児童虐待防止推進キャラクター
OSEKKAIくん



「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」とは?

社会全体で子供を虐待から守るために平成31年4月に施行された条例です。

体罰や暴言などで子供を傷つけてはいけません

みんなで虐待防止を理解し協力しましょう

虐待を受けた子供とその保護者を支えます

虐待への対応・防止を担う人材を育成します

などを規定しています。

オレンジリボン運動



オレンジリボンには、
「児童虐待防止」という
メッセージがこめられています。

<http://www.orangeribbon.jp>

